

本件審査の特徴

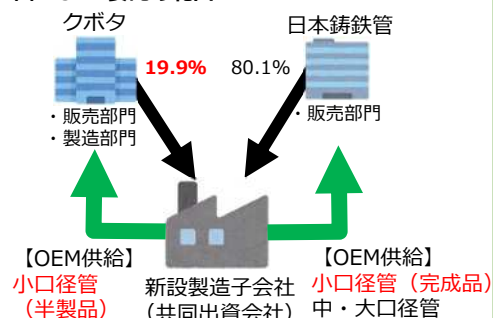
①CO2排出量削減を「効率性」の向上として評価

- ・ 当事会社が本件行為によるCO2排出量の削減を効率性の向上として具体的に主張したことから、「**グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方**」（令和5年3月31日）（以下「グリーンガイドライン」という。）に沿って検討した結果、「**効率性**」の**3要件**（詳細は後記）を満たすと評価し、効率性の向上を認めた。

②当事会社からの問題解消措置の提案

- ・ 当事会社グループ間で機微情報が共有されないように、情報遮断措置を講じ、その履行監視のために監視受託者を選任。

図：OEM委託の範囲



一定の取引分野の画定

日本全国におけるダクタイル鉄管小口径管製造販売市場（水平型企业結合）

- ・ 上水道用途の水道管として使用される管のうち、ダクタイル鉄管とそれ以外の管（ポリエチレン管等）は異なる商品範囲を構成する。
- ・ ダクタイル鉄管の口径の違いや当事会社によるOEM委託の範囲を踏まえるなどして、商品範囲を**ダクタイル鉄管小口径管**と画定した。
- ・ 日本全国で販売され、地域によって販売価格に差がないこと等から地理的範囲を**日本全国**と画定した。

競争の実質的制限の検討

①単独行動→問題解消措置（後記）を前提とすれば競争を実質的に制限することとならない

➤当事会社グループ及び競争者の地位並びに競争の状況等

- ・ 当事会社グループの合算シェアは約70%と高い。
- ・ 競争者（市場シェア約30%）からの**一定程度の牽制力**が認められる。
- ・ 問題解消措置を前提とすれば、**当事会社グループ間で一定程度の競争**が行われる。

➤隣接市場（ポリエチレン管）からの競争圧力

- ・ ポリエチレン管への切替えが相当程度生じていることなどから、**一定程度の競争圧力**が認められる。

➤効率性

- ・ 当事会社グループは、現在のキューポラ炉に代えて、本件行為後は、新設製造子会社においてCO2排出量が少ない**電気炉**による製造を予定。**グリーンガイドライン**に沿って、**当事会社の内部文書や当事会社が算定したCO2排出量の削減効果等**を検討した結果、①CO2排出量の削減は**本件行為固有の効率性の向上**といえること、②発注済みの電気炉への切替えにより相当程度の割合のCO2排出量削減が見込まれ、**効率性の向上が実現可能**であること、③CO2排出量の大幅な削減は品質の向上と評価でき、**需要者の厚生**の増大が認められることから、「**効率性**」の**3要件**をいずれも満たし、**効率性の向上**が認められる。



電気炉（クボタ阪神工場）
（注：本件の工場とは異なる）

②協調的行動→問題解消措置（後記）を前提とすれば競争を実質的に制限することとならない

➤競争者の数等

- ・ 生産面では事業者数が**3社から2社**になり、クボタがOEM委託する特定の工程における当事会社グループ間の**製造コストが共通化**されるものの、問題解消措置を前提とすれば、**当事会社グループ間で一定程度の競争**が行われる。

➤商品の同質性、需要動向等

- ・ ダクタイル鉄管小口径管は**同質的な商品**。
- ・ **主な用途である上水道管の更新需要の予測は比較的容易で、技術革新の余地も小さい**。

➤過去の競争状況等

- ・ 過去数年間にわたり当事会社グループ及び競争者の**市場シェアに大きな変動はない**。

➤各種の競争圧力等

- ・ 前記①と同様に、隣接市場からの**一定程度の競争圧力**及び**効率性の向上**が認められる。

当事会社からの問題解消措置の提案

- ① OEM委託の範囲は、クボタは小口径管のダクタイル鉄管の特定の工程のみを、日本鋳鉄管は全口径のダクタイル鉄管の全工程とする。
- ② 当事会社グループ間において機微情報が共有される懸念を解消するため、**アクセス制限、異動制限等**を講じる。
- ③ 前記②の措置の履行監視のため、当事会社グループから独立し、かつ、専門性を有する第三者を**監視受託者**として選任。

結論

以上を前提とすれば、本件行為により、**一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならない**と判断。